

福崎町キャラクター「フクちゃん・サキちゃん」使用要領

(趣旨)

第1条 福崎町キャラクター「フクちゃん・サキちゃん」(以下、キャラクターという。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 キャラクターを使用する者は、あらかじめキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、福崎町長(以下、町長という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 福崎町が使用するとき。
- (2) 福崎町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、町長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 町長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 福崎町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れがあるとき。
- (5) その他、町長がキャラクターの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、キャラクター使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、町長の指示する条件に従うこと。

- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形状等に沿って正しく使用すること。
- (4) 町のキャラクターであることを明記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更の申請)

第 6 条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、キャラクター使用変更承認書（様式第 4 号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第 7 条 町長は、キャラクターの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第 8 条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。